

令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県では、20～24歳の就職を理由とした転出超過が社会減の最大の要因であることから、新規学卒者の大学卒業後の県内企業への就職を促進することを目的として、広島県内就職までの意識・行動のステップアップモデル図【別紙1参照】を設定し、大学低学年次生の早期段階から、学生が県内企業の仕事や広島のライフスタイルの魅力に触れる機会を提供し、地元就職促進及び広島県へのUIJターン志向を高めるための取組を行っている。

本業務では、大学低学年次から授業等で広島の産業の強みや暮らしの魅力、県内企業・業界の仕事内容や社会で活かされている大学の学び等を、人事採用担当者や「ひろしま就活サポーター」（以下「サポーター」という。）【別紙2参照】として県が任命した20歳代の社員等が講師として登壇する取組などを通じて、県内就職に興味・関心が高まった学生にインターンシップを促進し、就職先として比較検討される機会を提供することにより、県内就職に誘導するためのインターンシップイベントを4月に実施する（検討中）にあたり、その参加企業社員や参加学生等の支援を含めた事前準備を行うものである。

近年の就職活動の早期化に伴い、インターンシップ等のスケジュールも前倒し傾向にあり、大学や民間ナビサイトが実施するインターンシップ誘導のための合同企業説明会が5月中旬頃に開始され、6月には多くの企業のエントリー・応募が開始されることから、それよりも早いタイミングでインターンシップ先の選択肢を拡げる機会となるよう、大学卒業生等の先輩など属性の近いサポーターと出会い、交流することで「先輩の仕事を見に行ってみよう」というインターンシップ参加動機が生まれることを期待し、4月にイベントの実施を検討中である。

イベント参加企業社員はサポーターであり、自身の仕事内容や働き方、広島での暮らしの魅力を学生に伝えることで、参加学生が「先輩の仕事を見に行きたい」というインターンシップ参加動機につながることを意図している。

なお、インターンシップの実施に当たっては、経営団体、労働団体、大学等及び行政機関等が参画する広島県インターンシップ促進協議会（以下「協議会」という。）【別紙3参照】を設置しているため、主なイベント参加学生は、協議会に参画する県内大学の3年生であるが、県外の就職支援協定締結校や広島出身者の多い近隣県の大学なども幅広く集客する。

イベント参加後、学生は県の就活スターティングサイト「Go!ひろしま」等を使い、6～7月頃に県内企業へ応募し、選考、参加決定を受け、8～9月にインターンシップ等に参加することとなる予定である。

(2) 業務内容

別紙1「令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

- 令和7年2月4日（火）午後5時
- (2) 仕様書等に対する質問書提出期限
令和7年2月6日（木）午後3時
- (3) 上記(2)に対する回答日等
令和7年2月7日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。
ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。
- (4) 企画提案書提出場所及び期限
- ① 企画提案書提出場所
広島県商工労働局雇用労働政策課
 - ② 企画提案書様式等
企画提案書提出届（別記様式第1号）による。
企画提案書の作成にあたっては、別紙2「令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務
企画提案書作成要領」（以下「提案書作成要領」という。）を参照すること。
なお、見積書（任意様式）を添付すること。
 - ③ 企画提案書提出期限
令和7年2月14日（金）午後2時必着
- (5) 企画提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等
- ① 実施場所
広島県庁東館7階商工相談室
 - ② 実施日時
令和6年2月18日（火）午前9時から午前12時までの間で別に指定する時間
 - ③ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第2号：以下「申請書」という。）及び必要添付書類について
- ① 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第3号）を申請書に添付しなければならない。
 - ② 本件プロポーザルへの参加資格の確認結果については、公募型プロポーザル参加資格確認書により通知する。
 - ③ 申請書及び第1号に定める必要添付書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ④ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ⑤ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第4号）を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話等でも受け付け口頭により回答する。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 評価基準について

別紙3「令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準（以下「評価基準」という。）」のとおり。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局雇用労働政策課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和7年2月20日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和7年2月21日（金）までに、書面により行う。

(10) 契約の締結

県が最優秀案選定後、当該契約予定者の提出書類に基づき、委託内容、委託料等について協議の上、見積書を徴取し、県の契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、この協議において企画提案の内容を一部変更する場合がある。また、委託予定事業者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議して、契約を締結する場合がある。

契約書の案は別紙4「業務委託契約書（案）」のとおり。

(11) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(12) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 参加者の負担について

申請書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(14) 指名除外措置等

申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び企画提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(15) 提出された企画提案書について

- ① 提出された企画提案書は、返却しない。
- ② 企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に企画提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - イ 最優秀提案者の企画提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに「取下願」(別記様式第5号)を提出すること。

5 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 別紙1 令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務企画提案仕様書
- (3) 別紙2 令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務企画提案書作成要領
- (4) 別紙3 令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準
- (5) 別紙4 業務委託契約書(案)
- (6) 様式
 - (別記様式第1号) 企画提案書提出届
 - (別記様式第2号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - (別記様式第3号) 電子データの保存等に関する申出書
 - (別記様式第4号) 仕様書等に対する質問書
 - (別記様式第5号) 取下願

【問い合わせ先】

広島県商工労働局雇用労働政策課

担 当：木本

電 話：082 - 513 - 3425 (ダイヤルイン)

ファクシミリ：082 - 222 - 5521

メールアドレス：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp